

陳情第4456号「まちの匠・ぷらす」の延長及び拡充等について

○ 耐震基準の変遷

	時期	改正概要
旧耐震	昭和56 (1981)年 5月31日以前	中規模の地震（震度5強程度）に対して、建物が倒壊・崩壊しないこと
新耐震	昭和56 (1981)年 6月1日以降	中規模の地震（震度5強程度）に対して、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこと
		<p>・耐力壁の壁量に関する基準の強化【法令】※1</p> <p>など</p>
	平成12 (2000)年 6月1日以降	<p>以下の基準が明確化された。【告示】※2</p> <p>・耐力壁をバランス良く配置すること</p> <p>・柱などの接合金物を使用すること</p> <p>など</p>

※1 建築基準法及び建築基準法施行令

※2 建設省告示